平成２８年（フ）第５１号
大阪府和泉市肥子町２丁目８番28―103号
債務者　細井　健兒
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
神戸市西区糀台４丁目11番地の62
債務者　藤原　知子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
岡山市北区北長瀬表町３丁目15番18号
債務者　大橋　康民
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０号
岡山市北区北長瀬表町３丁目15番18号
債務者　大橋　　薫
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０３号
広島市安芸区船越３丁目９番18号
債務者　弘中　利門
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門脇　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９号
高知市塩屋崎町２丁目３番20号　パトリア302
債務者　和田　朋之
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本澤　友彬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地　三井東町団地27号
債務者　山内　義照
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森竹　卓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３８４号
大分市碩田町２丁目５番54号（ファミーユＳＥＫＩＤＥN102)
債務者　野村真一郎
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５３号
大分市高江南１丁目５番地の10
債務者　田中浩一郎
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本すみれ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５６号
大分市大字寒田410番地の３
債務者　鹿田　久範
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三股　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５９号
大阪府和泉市伏屋町５丁目２番17―1505号
債務者　Ｔｏｐｏｌｉｎｏことウェブリサーチこと　新谷　正樹
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７号
秋田県横手市大雄字東四津屋286番地１
債務者　小松田恵子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第３号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2046番地の１ヴィヴィハウス105号
債務者　津川　雅己
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１２号
函館市吉川町３番24号　ツインエステート202号室
債務者　冨田　泰行
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１０号
岐阜県海津市南濃町駒野1119番地１の１の１
債務者　尾﨑　純一
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
岐阜県大垣市鶴見町602番地１　鶴見団地Ｅ504
債務者　酒井　絵美
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
愛知県豊田市広川町11丁目46番地１　スプレンダービレッジ２Ａ号、前住所愛知県岩倉市鈴井町西新溝廻間54番地４
債務者　友田　徳行
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係